

2019年度（平成31年度）事業計画書

公益財団法人 京都私学振興会

〔 2019年4月 1日から
2020年3月31日まで 〕

当振興会は、1963年（昭和38年）5月に設立して以来、55年以上の永きに亘って、京都府内の私学の振興発展に資する諸事業を行ってまいりました。

近年は、資金運用益を主な財源として私学関係団体に対する助成金の交付、教育機器の寄贈、顕彰奨学金の給付、私学支援広報、京都私学会館の運営、教職員の福利厚生等の諸事業を積極的に展開して、少子化の進展に伴い厳しい環境下にある私学を精一杯支援してまいりました。

2019年度（平成31年度）も、引き続き私学教育の充実を目的とする公益財団法人として、諸事業を遂行して私学振興を推進してまいります。

1. 私学振興事業

(1) 私学教育充実助成金交付事業（公益目的事業）

私学関係団体に助成金を交付して、私学関係諸団体が行う私学教育充実のための諸事業を資金面より支援することは、当振興会にとって最も重要な事業です。

当振興会が私学関係諸団体に交付する助成金は、各団体の事業資金として極めて有効に使われています。

2019年度の助成金も、各団体から提出された申請書について、去る2月19日開催の助成金査定委員会において慎重な審議が行われ助成案が答申されましたので、同案に基づき、下記の私学関係団体に交付します。

京都府私立幼稚園連盟
京都府私立小学校連合会
京都府私立中学高等学校連合会
京都府私立中学高等学校経営者協会
京都府私立中学高等学校保護者会連合会
京都府専修学校各種学校協会

(2) 顕彰事業（公益目的事業）

当振興会が、日々研鑽努力している私学の教職員・生徒・クラブ・私学経営者等を顕彰する京都私学振興会賞は、2006年度に創設して以来回を重ねるごとに内外関係者より高い評価を頂き、本年度をもって第14回を数えることとなりました。

2019年度も、各学校から推薦された受賞候補者について、去る2月18日開催の審査委員会において慎重な審査が行われ、受賞候補者が答申されましたので、同案に基づき下記の各賞を授与します。

① 私学振興賞 I

教育・研究・指導面において顕著な実績を残し大きい成果をあげた教職員

② 私学振興賞Ⅱ

特色ある教育計画を実施して、成果をあげていると認められる学校

③ 文化スポーツ活動賞Ⅰ

文化芸術活動やスポーツ活動により極めて優秀な成績をあげたクラブ

④ 文化スポーツ活動賞Ⅱ

文化芸術活動やスポーツ活動により極めて優秀な成績をあげた生徒

⑤ 教育研究奨励金

日々私学教育の充実に専念努力している教員又は教育研究グループ

(3) 奨学金事業（公益目的事業）

京都私学振興会奨学金は、京都私学振興会賞とともに 2006 年度に創設して以来、学費支弁者の死亡により就学継続が困難となった生徒に奨学金を給付する事業として、これまでに 100 名を超す生徒たちを支援してきました。

2019 年度も、審査委員会の答申に基づき、向学心をもつ生徒が教育を受ける機会を失うことのないよう奨学金を給付します。

(4) その他の私学支援事業（公益目的事業）

上記の諸事業の他、私学支援のための広報その他の私学支援事業を行って、がんばる私学を応援します。

2. 会館事業

京都私学会館は、私学教育の充実のための事業活動の拠点として、また教職員の研修の場として、永年に亘り私学関係者のみならず多くの府民に多目的に利用され、府内の教育文化の向上に寄与してまいりました。

当会館は、アクセスの利便性と、美しい外観・会議室、さらに最新の設備で利用者から高い評価を得ています。2019 年度も私学関係者の利用を中心にしつつ、広く一般の利用者にもご満足いただける会館として管理運営に努めます。

(1) 私学関係団体に対する事務室の貸与（公益目的事業）

府内の私学関係団体が私学教育充実のために行う事業活動を支援するため、京都私学会館内に事業活動の拠点として事務室を貸与します。

【京都私学会館内に事務室を貸与する私学関係団体】

京都府私立幼稚園連盟

京都府私立中学高等学校連合会

京都府私立中学高等学校経営者協会

京都府私立中学高等学校保護者会連合会

京都府私学修学支援相談センター

京都府専修学校各種学校協会

京都府私学退職金財団

(2) 私学関係者に対する会議室の貸与及び助成（公益目的事業）

私学関係団体や私学関係者が行う会議・研修・講演等のため会議室・共同研修室を貸与し、「私学会館運営管理規程」に基づき会議室利用料の全額又は半額助成を行います。

(3) 一般企業等に対する会議室の貸与（収益事業）

京都私学会館は、私学関係団体や学校等の公益目的の利用を主としますが、私学教育の啓蒙に役立てるため、一般企業・団体個人が行う会議その他の利用の用にも供します。

3. 教職員福利厚生事業（相互扶助等事業）

教職員の福利厚生の充実は、私学教育の充実のため極めて重要な事業です。

当振興会は「京都私学互助会」を組織して、教職員及びその家族の医療・慶弔・退会一時金・厚生文化・貸付等の諸事業を行っています。

2019年度も、各事業の充実により私学教職員の福利厚生の増進に努めます。

【京都私学互助会の事業】

(1) 給付事業

医療関係給付金

会員または被扶養者が疾病・負傷の際、見舞金を給付

給付種類...療養補助費、家族療養費、入院見舞金、障害見舞金

慶弔関係給付金

会員または被扶養者の結婚・出産・育児・死亡・災害等に際して慶弔金を給付

給付種類...結婚祝金、出産祝金、育児手当金、介護手当金、弔慰金、

災害見舞金、退会一時金

退職等により資格を喪失した会員に規約により退会一時金を給付

(2) 貸付事業

一般貸付金.....会員の不時の出費を援助

入学資金貸付...会員の子どもの入学金の援助

(3) 厚生文化事業

映画、演劇、レジャー施設等の入場券の割引斡旋等

以上